明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三二）　二

〔告　示〕

○戸籍が滅失した件（**法務**二七一）　四
○除籍が滅失した件（**同**二七二）
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**二七三）
○防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の署名に関する件（**外務**二六八）
○所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルク大公国との間の条約を改正する議定書によって改正された条約に関する書簡の交換に関する件（**同**二六九）　五
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**二三六〇）
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**七六六）
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（**同**七六七）
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**同**七六八）
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一五五、一五六）　六
○国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件の一部を改正する件（**環境**七二）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**一七三）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**関東地方整備局**三四六、三四七）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**一二二）　八

〔国会事項〕

内閣　人事院　公害等調整委員会　運輸安全委員会　環境省　八

〔人事異動〕

〔官庁報告〕

官庁事項　九

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
国営土地改良事業計画（釜無川・日野川・笠野原）、直轄災害復旧事業の完了、建築基準適合判定資格者に対する処分、公示送達関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二

特殊法人等
平成二十四年度共済組合の決算（農林水産省・林野庁）関係　二九

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇**動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二三二号）（環境省）

1　特定動物としてボネリークマタカ等の追加等をすることとした。（別表関係）

2　この政令は、一部を除き、平成二六年二月一日から施行することとした。